

平成31年2月25日

第2回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第2回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	平成31年2月25日				召集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時15分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 高 橋 章				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 岡 田 清				
					主 幹 正 能 光				
					主 査 落 合 高 雄				

休憩 午後2時40分から午後2時50分

開会 午後 1時30分

○局長（高橋 章君） 定刻になりましたので、ただいまから平成31年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

今日はですね、読売新聞に、中森農産(株)の記事が埼玉版に大々的に出ておまして、市民としても誇らしく思っております。

また、私のところも中間管理事業を平成21年に立ち上げまして、今月に第1期工事が終わりました、第2期工事を、今年の秋の収穫が終わりましたらやろうということで、現在進めています。中間管理事業はですね、耕作放棄地解消の大きな手段の一つではなかろうかと感じております。

それではですね、平成31年第2回加須市農業委員会を開会といたします。よろしくご協力をお願いします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 続きまして、小倉会長からご挨拶をお願いします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

確定申告の時期ということで、皆さん方にはそれぞれ農作業などで疲れている中、いろいろ書き事をしているんじゃないかなと推察するわけでございます。

さて、去る2月15日、北埼玉地区農業委員会協議会の研修会を開催いたしました。本当に加須市の農業委員、推進委員の皆さん方、大勢参加いただきまして、大変ありがとうございました。

また、ちょうど人・農地プランの作成時期ということで、各地区で人・農地プランについての取りまとめを行い、18日に市役所におきまして、全体の人・農地プランを皆さんで検討いたしました。今年が目玉ということではないんですけれども、各地区でそれぞれ熱心に取り組んでいただきまして、特に大利根地区におきましては、認定農業者が大幅にふえたと

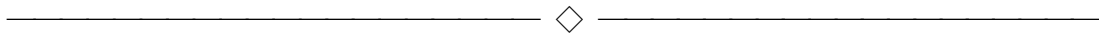
ということが1つ印象に残っているところでございます。

各委員さんには、本当にですね、春作業がぼつぼつ始まってくる中、農業委員会としての仕事にそれぞれご尽力をいただきましたこと、この場をかりて、厚く御礼申し上げたいと思います。

耕作放棄地の問題等いろいろあるわけですが、その都度、皆さん方とよく協議しながら、いろんな活動を推進していき、結果的には加須市の農業の発展につながるような農業委員会に持っていきたいなという気持ちでおりますので、皆さん方には変わらずご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは第2回の農業委員会総会ということで、慎重審議を切にお願い申し上げまして、会長としてのご挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。

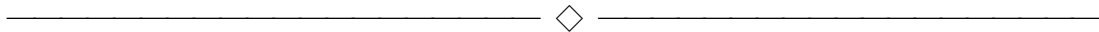
○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

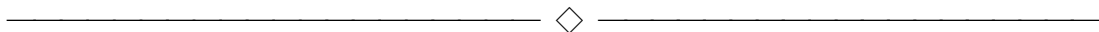
○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を議長にお願いしたいと思います。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、お願いがございます。

毎回の総会招集の通知文にも注意事項として記載しておりますが、各担当地区の案件の現地調査につきまして、いつ、委員・推進委員の誰が調査に行き、誰と話をし、どのような状況を確認してきたかなど、総会時にその結果報告をお願いしております。現地調査は、案件の審議に必要不可欠であり、議事録にも残ることから、今後ともその結果報告を徹底していただくように、お願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、議事に入ります。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9番 塩崎 博 委員

10番 山岸 和男 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。本日の議案第1号、7番及び8番の北川辺地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の花崎及び樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、久喜市農業委員会の譲受人の農家証明が添付されており、経営面積や農機具保有状

況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

去る2月18日、現地確認に行ったところ、譲受人の さんに会い、本人からお話を聞くことができました。 さんは現在、長男たちと一緒に に住んでいるということでございますが、自分たちは他に住みたいということで不動産屋にお願いしていたところ、この土地と5条の9にあります空き家になっている大越の農家住宅を紹介され、購入したとのことでございます。現地は、荒廃農地として雑木等が生えており、現在、伐根作業して、畑に戻すための作業中とのことでした。ほかにも借りている土地があるということで、何の問題もなく、許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模を縮小するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

2月の19日にですね、推進委員の佐久間さんと譲受人の さんのところに伺ったわけですが、残念ながら本人とは会えなかったわけですが、前日も さんの土地を長年耕作しているということで、今回につきましてもぜひ農地を取得して欲しくないかというところで話があったようでございます。後日、 さんには直接お会いしたんですが、長く耕作しているんで、頼まれてしようがなかったんだよと話をしていましたけれども、機械等もそろっているようでございますので、許可相当と思います。よろしくご審議お願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま事務局からご説明がありまして、贈与という形で、2月16日、武正推進委員さんと行きまして、この方は さんと さんは親戚でありまして、何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は人手不足のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(矢島征雄君) 6番、矢島です。

2月18日、推進委員の新井さんと2人で、譲受人の さん宅に伺い、話を伺いました。

さんはせんべい屋さんで、10年ほど前から近くの田んぼを借りて有機農法をし、せんべいの原料にしているとのことでした。この土地も以前から借り受けていた土地で、依頼人より売買により譲り受けたとのことでした。長年にわたり本人が耕作しており、許可相当と判断しました。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付

書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は相続により取得したが、住居が遠方のため耕作できないので、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番の早川です。

譲渡人の さんが私のところに来てくれまして、この農地を売りたいんだけど相談されました。それで、私が紹介した さんのところでいろいろ話を進めたところ、売買の話がついた結果でございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の田ヶ谷地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は経営規模を縮小するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 6番の案件につきまして、5番の関口が報告します。

2月16日、坂本委員さんと2人で、 さん本人に聞き取り調査に行ってきました。譲渡人は他市に住んでいましたが、最近、実家に戻ったところであります。また、農業機械等がないため、耕うんは依頼していたということです。該当地は、譲受人の さん所有の隣地にあるため、今回の話になったようです。何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

6番の審議が終了しましたので、 の入室をお願いします。

（ 入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は相続により取得したが、耕作できないので、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

2月の18日に、佐藤推進委員とともに現地を確認するとともに、譲受人の さんからお話を伺ってまいりました。内容につきましては、事務局が説明したとおりでございまして、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は人手不足のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

2月の19日に、佐藤推進委員と現地を確認するとともに、譲受人の さんからお話を伺ってまいりました。この土地につきましては、これまで譲受人が借り受けて耕作していたものを、今回、売買という形で決まったということございまして、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図12ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、農家住宅敷地を拡張し、農業用倉庫を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地、いわゆる青地であったものを今年度、軽微変更したもので、不許可の例外により許可が見込まれるものということでございます。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番の矢島です。

2月17日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、 さん宅を伺い、本人から話を聞くことができました。敷地内に農業用倉庫を建てようとしたら、農地があるということで、敷地拡張を申請したとのことでございます。現在、ブロック塀に囲まれている屋敷内の土地であり、やむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の 2 件を議題といたします。

初めに、1 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 1 3 ページ及び土地利用計画図の 5 条、買受適格 1 をご覧ください。

当該農地は、競売を実施する物件で、農地法第 5 条の許可を必要とし、買受け申出に必要な買受適格証明願について、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要書類等が整えられております。

申請人は、加須市内で中古自動車販売業を営んでいる法人でございます。

競売物件である農地を買い受けて、中古車展示販売場として使用する計画となっております。提出書類等を確認したところ、特に問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（野口悦夫君） 4 番、野口です。

去る 2 月の 1 6 日、推進委員の野本さんと川島さん 3 人で、現地を見てまいりました。現地につきましても、1 2 5 号線沿いにあります。この申請者の家へ行きましたら留守であったため、申請者の居住地の地区担当である遠井委員さんから説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○7 番（遠井 勝君） 今、説明がありましたとおりでございますので、私の方から説明させていただきます。依頼人の社長ですが、さんという方なんですが、こちらは私どもの住

まいと近くの関係で、事前に相談ありましたので、面接内容については遠井のほうからお話し申し上げたいと思います。

この中古車販売の さんという方は、 という法人名で、花崎近辺で中古車の販売を営んでおりまして、一部借りておった駐車スペース等が、地主さんの意向で返却を求められたため、ほかの中古販売所のところを物色していたように聞いております。ただ、これ裁判所からの競売物件でございまして、以前に私も現場を見たことがあります。

場所的には、先ほど野口委員さんからお話がありましたとおり、国道の125号線から接道しておりまして、周りはインターが近いということで、今後の流通性は極めて高いということから、もともと社長のほうでは流通経路のいいところの物件を物色していたところ、裁判所からの案内を見まして、適当であるということで、今回、入札をしたいという話がありました。したがって、入札できるかどうかという今回の買受証明ですけれども、書類等を事務局のほうで閲覧させていただきまして、特に支障なく、本人もこのまま競売物件を購入したいという意志が強いものですから、この手続きについては許可相当というふうに考えております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5条、買受適格2をご覧ください。

当該農地は、競売を実施する物件で、農地法第5条の許可を必要とし、買受け申請に必要な買受適格証明願について、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要書類等が整えられております。

申請人は、東京都内及び千葉県内で土地を借りて、平成9年から古物商及び輸出業を営んでいる自営の方でございます。

平成25年から当該事業を中断しているとのことで、競売物件である農地を買い受けて、古物商・輸出業を再開する計画でございます。提出書類等を確認したところ、特に問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、2月16日、推進委員の野本さんと川島さん3人で、現地を見てまいりました。この案件につきましては、1番の案件と同じでございます。ただ、転用目的が資材置場兼駐車場という形でございます。事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の21件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願ひします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図15ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、

第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

2月16日、担当委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ね、内容等を聞いてまいりました。この場所につきましては、親が亡くなり、以来、近くの方に耕作していただいていたけれども、その耕作者が去年亡くなったということで返されてしまい、困ったということで相談したところ、太陽光の会社、ガス会社ですか、これ買い取るという形で話がついたそうです。この場所につきましても何ら問題ない場所でございます。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

去る2月16日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図18ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場・駐車場とするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(田島啓司君) 11番、田島です。

同じく2月19日ですね、
さん、現地でちょうど仕事をしているときにお伺いして、お話を聞いてきたわけですが、もうここに、住まいは大桑南篠崎なんですけれども、もう30年以上前から、譲渡人の
さんが鉄工所をやっていたようなんですけれども、現地を見たところ、確かにちょっと狭いし、車の搬入についても苦労しているような状況が見受けられました。敷地拡張ということではありますが、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いしたい。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与

の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 〇〇〇〇が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(〇〇〇〇 退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図19ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画、経済産業省の設備認定通知の写し等が添付されておりますが、現在、計画の変更が生じておりまして、譲受人は経済産業省の変更承認申請を今月初めに提出し、その承認が下りていないため、事業の確実性の担保がないため、申請の取り下げを指導しているところでございます。また、農地法の施行規則第57条の4により、この案件は3,000㎡以上で、県機構の意見を聞く案件でございます。申請書を送付すべき期間の80日というルールがございますので、審議保留ということで、取り下げを指導しているところでございます。

つきましては、本日の審議からは、審議保留で、審議は延期という説明となります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 2月16日、やはり推進委員の野本さんと川島さんで、宅を訪ねまして、現地を見てまいりました。今、事務局の説明があったとおりですね、計画の変更、承認がおりてないという形で申請取り下げをしたらどうかという話もございました。ということで、皆さんのご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

太陽光発電の変更計画が期限を過ぎても提出されていないということ、これはどういう変更の手続きがされていないか、お聞かせいただければと思います。

○事務局（正能 光君） 隣接する筆も計画地とするということで、エリアの変更になります。経済産業省に変更の申請をしているということで、経済産業省に確認しましたところ、変更承認はできるけれども、今からですと3カ月先になり、80日という延長もできますけれど

も、その期間でもちょっと難しいのではないかと、そういう状況でございます。

○7番（遠井 勝君） 配置図を見ますと、田んぼがあいているところが、変更要請をしているということなんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 南北に細長いような筆があるんですけども、その中に太陽光のパネルをこういうふうに並べるのだという計画はあるんですが、50kW以下で区割りして、そのパネルの並べ方も変更するという形で、今、変更申請しているような状況です。

○7番（遠井 勝君） このあいている土地については、変更により地権者さんの応諾はされているということで考えているんですか。

○事務局（正能 光君） そうです。今、
の代理人から聞いているところによると、今の応諾については、地権者の了解をもらっているところは、真ん中辺はとれてないようなことで聞いています。

○7番（遠井 勝君） そうしますと、基本的なことで申しわけないんですが、これを我々の審議保留にするということですか。

○事務局（正能 光君） 審議保留という形で考えています。経済産業省の設備認定について2月1日に変更申請を出しているんですが、80日ルールの中で、次回3月25日までに認定がおりれば、書類が整った形になると思うんですが、それがなかなか難しい状況にあります。審議保留を今回させていただいて、次回で取り下げ等の指導してまいりますけれども、取り下げるのか、不許可になるのか、次回、審議をまたお願いできればと考えています。

○7番（遠井 勝君） 内容的には、まだ変更の書類が出てないし、期限がまだ3月25日までであるから、一旦1カ月間だけ保留にしておいて、それを待つて取り下げたり、あるいは否決というか、そういう方法ということで考えるということでしょうか。

○事務局（正能 光君） はい。経済産業省の変更認可がおりるか、否かという動向を見ながら、先ほど委員さんおっしゃったとおり、取り下げなのか、不許可なのかという形で決めるのかなというふうに考えています。

○7番（遠井 勝君） ということは、3月の幾日までを猶予するという形で、今回は否決という形じゃなくて、保留ということですね。

○7番（遠井 勝君） わかりました。じゃあ、今回のこの総会では審議保留ということでの結論でございますね。

○事務局（正能 光君） はい、そういうことです。

○7番（遠井 勝君） はい、わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

この問題は、書類が足りなくて、だから、審議の保留じゃなくて、その前の段階ですよ。

○事務局（正能 光君） 取り下げの指導を何回もしているのですが、取下願が出てこないの
で、何らかのかたちで委員会にかけさせていただいてということになります。今、経済産業
省に申請している部分があるので、その変更認可が国のほうでおりるか、おりないかとい
うところを、1回保留という形で処理したいと考えています。

○8番（栗原光夫君） 一応審議しないということですか。

○事務局（正能 光君） 今回、一旦質問とか受けさせていただいて、審議の保留という形で、
次回に本審議させていただくという形になるのかなと思います。

○8番（栗原光夫君） 次回、書類が全部そろったら審議するということですか。

○事務局（正能 光君） そうです。書類がそろわなければ、取下願を出してもらおうよう指導
していくことになります。

○8番（栗原光夫君） はい、わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、保留するという事として、次回の総会で審議するという事に賛成の方
は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、審議保留とすることといたします。

5番の審議が終了いたしましたので、 の入室をお願いします。

（ 入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いしま
す。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図20ページ及び土地利用計画図5-6を
ご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

ただいま事務局から説明のあったとおり、周りが住宅街に囲まれまして、ここだけが残っている状況で、やむを得ないと思われま

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

なお、住みかえ後は、もとの家屋は売却するという事となっております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この場所は、どんどんどんどんと住宅街が押し寄せてきまして、やむを得なく売買に踏み

切ったようであります。何ら問題はないと考えます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図22ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、倉庫の敷地拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

この案件は、1月の議案で取り下げた議案でありまして、再度申請されたということで、2月17日、田部井さん、藤原推進委員とともに さんから話をお聞きし、現地確認しました。この土地は、既存の 倉庫が狭いために、奥の土地で屋内倉庫を建てるため、売買により譲り受けたということがございます。確認したところ、既存の倉庫の隣接地であり、やむを得ないものと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農家住宅敷の拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、譲受人が農家住宅を購入前から敷地内に農地49㎡が残っていたことから、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

ただいま事務局が報告のとおり、農家住宅を購入したところ、49㎡が農地であったために、今回の申請になったようでございます。2月16日、武正委員とそのようにお聞きしております。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、トラック等車両置場を確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得

ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

現況のままではちょっと狭いということで、車の駐車場として使用したいということになっております。何ら問題ないと考えられます。

2月16日、武正委員と調査の結果、以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではありますが、農地改良に係る期間の一時転用で、農地改良工事後は小麦を作付することとなっております。やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいまの案件につきまして、これ低湿地のために何もつukれないということでありまして、2月16日に武正委員と確認したところ、農地改良して、幾らか周りより高くして小麦を作付するというので、私が推奨している小麦作付で、幾らかでも荒廃農地の解消になればいいなと考えております。何ら問題ないと考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 2 番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の2 6 ページ及び土地利用計画図5 - 1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場兼資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（矢島征雄君） 6 番、矢島です。

2 月 1 8 日、推進委員の新井さんと 2 人で、譲受人の _____ の会社に行き、 _____ さんからお話をお聞きし、現地確認しました。会社は、自動販売機の整備などを行っている会社で、その置場や駐車場が手狭になったということで、隣地が荒廃農地になっているため譲り受けたということがございます。現地は、会社と小学校の敷地の間にある土地でありまして、開発されれば環境的にもよくなり、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

審議もまだ残っておりますので、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。よろしく
お願いします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を解きます。

審議を再開いたします。

次に、13番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図27ページ及び土地利用計画図5-13
をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を新設するもので、資金計画等、
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外により、許可
が見込まれるものということでございます。

開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのこと
でした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

2月の18日に、江川推進委員さんと2名で、現地にて代理人の さんという方から話を
聞いてまいりました。この土地は、譲渡人より売りに出されていた土地であり、購入希望者
が見ついたということで、このたびの申請となりました。周囲も住宅が並んでおり、特に問題
はないのではないかというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

します。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図28ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が昭和58年から借地にて倉庫を建て、既に使用していた土地でございます。今回、売買により土地を取得するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、倉庫内の一部で、本人からの聞き取り、現況、始末書等も添付されており、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

2月18日に、推進委員の石川さんと譲受人の さん宅に行き、現地調査と聞き取りをしてきました。事務局の説明のとおり、昭和58年ぐらいに土地を借り、そこへ材木倉庫を建設しましたが、農地であったため、今回の申請をして是正したいということでした。審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

2月18日に、推進委員の石川さんと現地を見てまいりました。現場は、地図にあるとおり、一部転用により駐車場になっている部分もありますが、周りは去年まで稲が作付してあった跡がありました。お互いに東京ですので、代理人の、

さんという方にお話を電話で聞きました。ここの土地は、譲渡人の さんの実家で、相続によりこの土地を取得して、隣地の人が稲作をつくっておったんですが、高齢によりもうできないということで、お互いの代理人であります において、 に売買ということで、今回の申請になったということです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図30ページ及び土地利用計画図5-16

をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

2月16日、高橋、細谷両推進委員とともに現地を訪れ、確認をいたしてまいりました。現場は、地図のとおり、線路の両隣の狭い土地でございましたが、農地としての利用はございませんでした。　　さんは　　のため、後で事務局より電話番号を聞き、後日、私が電話して確認をとりましたところ、この土地譲渡人の　　さんは既に老人ホームというか、そういう介護の施設に入っております、後見人の　　さんより、この土地を譲りたいということでお話があり、　　さんがその土地を譲り受けて太陽光発電施設をつくるということで、事務局の説明のとおりでございました。許可相当と判断してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図31ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐輪場を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、駅からも非常に近く利用も見込まれるため、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、小倉ですので、私のほうから現地調査の結果と補足説明をいたします。

先ほど16番の案件と同じ、26日の日に高橋、細谷両委員さんとともに現地を確認してまいりました。申請地は、駅に近いところにございまして、余りスペースはないのですけれども、譲渡人の さんが高齢のためというときに、 さんにこの土地もどうですかということでお話があり、 さんがそれを譲り受けて駐輪場にするということで、問題なしと判断してまいりましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、既存敷地の2分の1を超えないものとなっております。

また、事業の計画面積が申請地全体面積ということでございますので、2期に分けた計画の2期目で、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

2月の19日に、推進委員の佐藤さんと2人で現地に赴きまして、譲受人からお話を伺ってまいりました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の33ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は第1種農地ではありますが、農地の改良に係る期間の一時転用で、農地改良工事後は小麦を作付することとなっております。やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

この件につきましても、19日に佐藤推進委員と一緒に、現地にて譲受人の さんからお話を伺ってまいりました。今回の農地改良につきましては、隣も夏に1回やっているところで、そちらと同じように小麦を今後作付していきたいということでございますので、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図34ページ及び土地利用計画図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

2月の19日にですね、塚田推進委員と2名で、 を訪問しまして、確認をしてまいりました。自宅を見ますとですね、足元に資材が大分散してまして、置場がないというお話をされておりました。現地については、ラーメン屋さんとローソンが隣にありまして、仕切りがしっかりとできておりますので、ちょっと、場所的にはちょっと小さいのかなと感じましたけれども、許可相当かなと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図35ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

同じく19日にですね、塚田推進委員と2名で、譲渡人の さんですか、お伺いをしまして、確認をしてみいました。今度ここに家を建てたいというのは、長女の娘さんだそうでございます。現在、 に住んでおり、ぜひ実家の近くに住みたいということで、ここに建てたいというお話でございました。近くには大分住宅が建っていますし、出入り口等も十分にとれると、そんな状況にあるかと思えます。ぜひご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分10筆、面積2万8,357㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がりましたが、本件についてご質疑、ご意

見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題としますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に

が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意することと決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、 の入室をお願いします。

(入室)



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出7件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出20件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました審議については全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会にお戻しいたします。

○局長(高橋 章君) 小倉会長には長時間にわたりまして議事の進行、ありがとうございます。



◎閉会の宣告

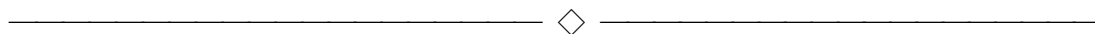
○局長(高橋 章君) それでは、最後に、野川職務代理から閉会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理(野川良翁君) 本日はですね、長時間にわたりまして、各委員さんには慎重審議

をいただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、平成31年第2回加須市農業委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時15分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成31年2月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 塩 崎 博

署名委員 山 岸 和 男